

清田区食育かるた貸出実施要領

- 1 目的
幅広い世代の方が地産地消や食の知識について知り、食に対する興味関心を深めてもらう。
- 2 貸出し品
清田区食育かるた(1組当たり読み札45枚、絵札44枚、解説1枚) 全12組
- 3 貸出し対象
貸出を希望する個人又は団体とする。また、中学生以下は保護者による申請とする。
- 4 申請方法
貸出し希望者は事前に清田区健康・子ども課に確認の上、貸出申込書を提出する。
- 5 貸出料
かるたの貸出しは無料とする。
- 6 貸出しの制限
営利を目的として使用する場合は貸出しを行わない。
- 7 貸出期間
原則として10日間とする。期間内に返納しない者には、以後貸出しをしないことがある。
- 8 管理
貸出しを受けた者は、清田区健康・子ども課からかるたを受領し、貸出期間中の取り扱いについて十分な管理をする。また、使用後は絵札、読み札共に50音順に並べてまとめ、かつ破損等の有無を調べたうえで期日までに返納する。
- 9 転貸の禁止
貸出しを受けた者は、かるたを転貸してはならない。
- 10 紛失・破損の報告
貸出しを受けたものがかるたを紛失または破損したときは、速やかに報告する。
なお、貸出しを受けたかるたを使用中の事故等については、使用者の責任で対処する。

附則

この要領は、平成27年2月3日から施行する。